

被収容者の死亡時の対応

現状の問題点等

所長検視

実施方法の不統一等

一部に常態的に部長等に代行させている施設がある。

施設により代行検視者のポストが異なり、統一されていない。



原則所長が自ら行うべきことを徹底

代行検視が許される場合の要件の明確化

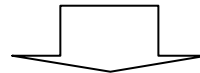
代行検視者の特定（総務部長）

調査事項等の特定

検察官等通報

通報基準の不統一等

監獄法施行規則177条3項の規定により、自殺その他変死の場合は検察官及び警察署に通報することとされているが、多くの施設では検察官のみに通報。
等



自殺その他変死の場合は、必ず検察官及び警察署の双方に通報。

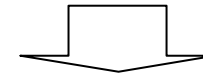
記録

死亡帳記載内容の不適切等

死因等は医師が記載しなければならないのに医師が記載していないものがある。

死因等の記載が簡略に過ぎるものがある。

誤って廃棄されたものがある。



上記不適切な記載等がないよう改めて周知徹底

死亡時又は死亡前に保護房収容、戒具使用、職員による制圧等があった場合はその旨を記載